

廃棄物の原材料に対する使用率

大分県リサイクル認定製品認定基準で商品ごとに定める廃棄物等使用率

品名	使用率
1. 液晶ディスプレイ組み立て済みのパソコン本体	ディスプレイ購入数量の約10%以上(製品の標準)に達する必要があること。
2. 液晶ディスプレイ組み立て済みのパソコン本体	液晶ディスプレイの数量、液晶駆動部(FPC)にあっては、ディスプレイの標準数量より10%以上使用していること。 電源部、基板等にあっては、ディスプレイの標準数量より10%以上使用していること。 筐体等にあっては、ディスプレイの標準数量より10%以上使用していること。
3. 液晶駆動部を個別にした製品	液晶ディスプレイの標準数量より10%以上かつ、液晶駆動部の標準数量より10%以上使用していること。
4. 液晶駆動部を個別にしたディスプレイ用FPC	ガラス、樹脂、液晶ディスプレイ、基板、液晶駆動部など液晶ディスプレイの構成部品として使用する材料は、廃棄物等から回収されるものを使用し、製品に占める割合は10%以上使用していること。 なお、液晶駆動部はガラスを原料として製造する場合、これらより10%以上使用していること。認定製品申請書に「ガラス、液晶駆動部・液晶駆動部用ガラス」を原料として使用する場合は、「ガラス」に該当する廃棄物の標準数量より10%以上使用していること。 液晶駆動部用ガラスは、液晶駆動部用ガラスとして認定された製品から回収されるものを使用すること。 液晶駆動部用ガラス以外のガラスは、液晶駆動部用ガラスとして認定された製品から回収されるものを使用すること。
5. 液晶駆動部	ガラス、樹脂、液晶駆動部、液晶ディスプレイ、液晶駆動部用ガラスが使用される場合は、液晶駆動部から回収されるものを10%以上、液晶駆動部用ガラスが使用される場合は液晶駆動部から回収されるものを10%以上使用していること。 ガラスを原料として使用する場合は、「ガラス」に該当する廃棄物の標準数量より10%以上使用していること。
6. 液晶駆動部用ガラス	液晶駆動部、液晶駆動部より10%以上使用していること。
7. 液晶駆動部用ガラス	液晶駆動部、液晶駆動部より10%以上使用していること。
8. 液晶駆動部用ガラス	液晶駆動部、液晶駆動部より10%以上使用していること。

認定に必要な書類など

●大分県リサイクル製品認定申請書(第1号様式)

(大分県のホームページからダウンロードできます。)

●添付書類等

- 商品見本
- 製品の製造フロー図等製造工程
- 認定基準に適合していることを証する書類(製品検査結果書等)
- 会社案内、パンフレット等
- 申請者が法人の場合は登記簿謄本
- 大分県産力循環推進条例に基づく誓約書



令和6年度

大分県リサイクル認定製品

製品募集

募集期間

令和6年6月3日(月)～7月31日(水)

大分県では、循環型社会形成を目指して、廃棄物の有効利用やリサイクル産業の育成を図ることを目的に、県内で製造される優れたリサイクル製品を認定する**大分県リサイクル認定製品認定制度**を設けています。

認定された製品については、県の事業等で優先的に使用するほか、県内の市町村や事業者、県民の方々への普及推進を行います。



お問い合わせ先

大分県生活環境部循環社会推進課

〒870-0252 大分市大字町3丁目1番9号(大分県庁本庁舎5階)
TEL 097-506-3141(内線)
FAX 097-506-1748
E-mail 34100pref@nlg.jp

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/web/13400/nmssweta.html>



リサイクル非認定製品の廃棄から認定まで



認定製品のメリット

- 認定製品は、大分県が行う事業等で優先的に使用できるよう努めます。
- 県では、県内市町村へ認定製品の優先的な使用を働きかけます。
- 認定製品は、パンフレットや県のホームページなどに掲載し、事業者や市民の方々への使用普及に努めます。



認定を受けようためには

次の条件をすべて満たすことが必要です。

- 大分県リサイクル認定製品認定対象品目^(※1)であること。
- 県内、県内で製造されているもの、又は申請から6ヶ月以内に県内で製造されることが認められるものであること。
- 県内で製造されるリサイクル製品で、原料として県内で発生する廃棄物等を使用していること。
- 県内産品物は県内の環境法等に適合している事業場において製造されていること。
- 廃棄物の減量、再土利用の促進に効果があると認められるものであること。
- 大分県リサイクル認定製品認定基準^(※2)に適合していること。

【大分県リサイクル認定製品認定対象品目】^(※1)

1	大分県グリーン購入推進方針に定められた認定品目のうち、リサイクル製品(紙類、文具類、オフィス用品類、印刷・複製類、インテリア・寝具用品、作業手袋、その他繊維製品) ※詳しくは県庁ホームページからダウンロード可能なグリーン購入の指針 (http://www.pref.oita.go.jp/odokai/120201green_kai.pdf)をご覧ください。	
2	廃アスファルト再生品	
3	廃木材等を活用した木製品	
4	再生材料を使用したタイヤ・ブロック・レンガ	
5	再生繊維類	
6	緑化用肥料	
7	肥料	
8	その他上記以外のもの(原料としてエコマーク認定製品の認定対象製品とする。)	

【大分県リサイクル認定製品認定基準】^(※2)

品 名	認定基準
紙類への使用基準	<p>次の基準を満たしたものを</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 再生紙類(1種・2種) 繊維物を原料として使用していること。 イ 繊維質含有(平均50g以上/㎡)に達して(土壌中の窒素とリンの吸収率)一定の回収率基準に適合していること。 <p>ただし、以下の場合は回収率75以上の使用基準に適合し、上記基準に適合しなくても認定申請を行うことができる。</p> <p>①、②のいずれかの場合に適合している場合は、回収率50%以上のエコマーク認定品を原料として製造していること。</p>
その他への使用基準	<p>次のいずれかの条件に適合していること、又はこれに準じていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア エコマーク認定品等 イ 日本工業規格(JIS) ウ 大分県グリーン購入推進方針で定められていること(方針第4章) エ 大分県土木庁委託会社 オ アースに回収する材料が回収品は、製造する事業者が定めた基準
その他	<p>原料ごとに別に定められた資源物等原料として使用していること。 (認定申請書に添付してください。)</p>

※1) 詳しくは県のホームページ、循環社会推進課のホームページ(大分県)からダウンロード可能なグリーン購入の指針(大分県) (http://www.pref.oita.go.jp/odokai/120201green_kai.pdf)をご覧ください。